

3業務合同部会・暴力団等反社会的勢力排除対策協議会定例会



第一回 3業務合同部会

(一社)岡山県警備協会



講演：適正価格・適正取引について
講師：松尾会長

改正労働安全衛生法 (令和7年6月14日公布)

- 高年齢者の労災防止対策が努力義務化される
 - 対象：すべての事業者
 - 施行期日：令和8年4月1日
- 注意：民事上の責任(損害賠償責任)においては、その「努力」を怠ったことが原因で事故や損害が発生した場合、重大な責任を問われるリスクあり

暴力団等反社会的勢力排除対策協議会定例会



～暴力団等反社会的勢力排除宣言の唱和～

講演：高年齢者の労災事故防止の推進について
講師：岡田理事 ((一社)岡山県労働基準局専務理事)

令和8年3月3日 岡山県立図書館

令和8年3月3日 岡山県立図書館において、施設警備業務・交通誘導警備業務・機械・貴重品運搬警備業務合同の部会（3業務合同部会）を開催しました。

研修は、松尾会長による「適正価格・適正取引について」、岡田理事（(一社)岡山県労働基準協会専務理事）による「高年齢者の労災事故防止の推進について(改正労働安全衛生法)」の講演が行われました。

また、午後からは、暴力団等反社会的勢力排除対策協議会による定例会を開催しました。

会議では、岡山県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課長にご挨拶をいただき、同課暴力団排除対策官から「岡山県内の暴力団等反社会的勢力の現状」について説明を、そして民事介入暴力非弁護士行為等取締委員会委員長から「カスタマーハラスメント対策」について講演をいただき、最後に、出席者全員により「暴力団等反社会的勢力排除宣言」を唱和して閉会しました。

暴力団等反社会的勢力排除宣言

私たち警備業は、人の生命、身体、財産を守る安全産業としての自覚と誇りを持ち、適正な業務の提供に努めるとともに警備業に対する社会的信頼を高めるため、岡山県警察本部、岡山県暴力追放運動推進センター、岡山県弁護士会と連携して、次の事項を実践し、暴力団、暴力団関係企業、暴力団密接交際者、匿名流動型犯罪グループなどの反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）を排除します。

- 一、 私たちは、暴力団等反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
- 一、 私たちは、暴力団等反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供その他一切の取引を行いません。
- 一、 私たちは、暴力団等反社会的勢力による不当要求は、断固拒絶します。

以上宣言する。

令和8年3月3日

一般社団法人岡山県警備業協会